

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）別表第三 新旧対照表

別表第三（第二十六条の五関係）							改	正	後
障害等級	(略)	第七級	(略)	第九級	(略)	第十二級	(略)	(略)	(略)
障害	(略)	一〇十一 一〇二 一〇三 （略）	(略)	一〇五 一〇六 一〇七 （略）	(略)	一〇三 一〇四 （削除）	(略)	(略)	(略)
障害等級	(略)	第七級	(略)	第九級	(略)	第十二級	(略)	(略)	(略)
障害	(略)	一〇十一 一〇二 一〇三 （略）	(略)	一〇五 一〇六 （新設） 一〇七 （略）	(略)	一〇三 一〇四 一〇五 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 女子の外貌に醜状を残すもの	(略)	(略)	(略)

第十四級

一〇九
(削除) (略)

第十四級

十一
男子の外貌まうに醜状を残すもの
(略)